

アルコールおよび薬物に関する基本方針

1. 目的

当社は、すべての従業員が安全、健康的かつ健全に働くことができる職場環境を維持し、業務の安全と品質を確保するため、職場におけるアルコールおよび薬物の不適切な使用・乱用を一切禁止します。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員を含む）に適用されます。また、当社の敷地内への入業者や、業務を委託するパートナー企業に対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 禁止事項

当社は、以下の行為を厳格に禁止します。

①違法薬物の禁止：覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、指定薬物などの違法薬物、および法令で規制されている薬物の所持、使用、譲渡、売買、製造。

②就業中の飲酒・酒気帯び：勤務時間中（休憩時間を含む）の飲酒、および酒気を帯びた状態での出勤・業務への従事。

③処方薬・市販薬の不適切使用：医師から処方された医薬品や市販の医薬品について、本来の目的以外での乱用、または業務に支障（眠気、幻覚、判断力低下など）をきたす恐れがある状態での業務への従事（※事前申告が必要です）。

4. 検査の実施

当社は、安全管理上必要があると判断した場合（特に運転業務、危険作業、機械操作を伴う業務、または重大な事故や方針違反が疑われる場合）、従業員に対してアルコール検知器等による検査、または適切な薬物検査への協力を求めることがあります。従業員は正当な理由なくこれを拒否することはできません。

5. 違反時の措置

本方針に違反した者、または検査を正当な理由なく拒否した者に対しては、就業規則に基づき、懲戒解雇を含む厳格な懲戒処分を行います。また、違法薬物の所持や使用が発覚した場合は、直ちに警察等の関係機関へ通報します。

6. 相談と支援（早期発見・治療）

当社は、アルコールや薬物の依存症が健康上の問題であると認識しています。従業員が自発的に依存症について会社（人事・産業医等）に相談し、治療の意志を示した場合は、プライバシーを厳守した上で、適切な医療機関への受診や復職に向けた支援を行います。ただし、業務上の事故や違反行為が発覚した後に治療を申し出た場合は、処分の対象から免除されるものではありません。

制定日：2026年9月1日

三星グループ

代表取締役社長 岩田 真吾